

○松江勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第276号

改正 平成19年3月30日条例第33号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年12月19日条例第55号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

(設置)

第1条 勤労者をはじめとする市民に教養文化の向上及び健康増進のための活動の場を提供し、もってその福祉の増進に資するため、松江勤労者総合福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|---------------|
| 松江勤労者総合福祉センター | 松江市朝日町478番地18 |

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する施設等の利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターを利用した教養文化の向上及び健康増進のための事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(開館時間等)

第5条 センターは、無休とする。

2 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休業日を指定し、又は開館時間を変更することができる。

(利用時間)

第6条 センターの施設のうち次の表の左欄に定めるものの利用時間は、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

| 区分 | 利用時間 |
|--|---|
| テルサホール、リハーサル室、レンタルルーム、大会議室、中会議室、小会議室、特別会議室、研修室、アトリウム、ドームシアター | 午前9時から午後10時まで |
| 地下駐車場 | 終日(ただし、自動車を入出場させることができる時間は、午前7時から翌日午前0時30分まで) |

(利用の許可)

第7条 センターの施設で別表に定めるもの(一般駐車場を除く。以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、施設等の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するとき、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損壊するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 第7条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者は、その賠償の責任を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、施設等の利用許可を受けた目的以外に利用し、又は施設等の利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、第7条第1項に規定する施設等及び地下駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、利用料金の減額、又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任に帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか指定管理者が必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、利用料金の還付をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(入館者の遵守事項等)

第14条 センターの入館者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 危険物又は動物(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく物品等の販売又は展示、ビラ等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) その他センターの管理上必要な指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項の遵守事項に従わない者又はそのおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設及び設備の利用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第17条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、センターの管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合にあつては、第5条第3項及び第6条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第7条、第8条、第9条第1項、第11条第1項、第12条第2項、第13条第1項第2号及び同条第2項、第14条第2項、第15条並びに別表第4号の表備考中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し、同条第1項及び第2項、第12条(見出しを含む。)並びに第13条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第12条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上特に必要と認めるときは」と、第13条第1項中「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第2号)の規定によりなされた指定管理者の指定その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日松江市条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

(指定管理者の指定手続に関する経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、第45条による改正前の松江勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により行われた指定管理者の指定に関する処分、手続その他の行為は、それぞれ松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の相当規定により行われたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

基準額

1 ホール等

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日 |
|----|----|----|----|-------|-------|----|
|----|----|----|----|-------|-------|----|

| | | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～22時 | 9時～17時 | 13時～22時 | 9時～22時 |
|----------------------------|--------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| テ ル サ ホ ー ル | 平 日 | 全面 | 29,700円 | 39,600円 | 39,600円 | 51,920円 | 51,480円 | 59,840円 |
| | | 2/3 面 | 27,720円 | 36,960円 | 36,960円 | 48,510円 | 47,960円 | 55,880円 |
| | | 1/3 面 | 13,860円 | 18,480円 | 18,480円 | 24,200円 | 23,980円 | 27,940円 |
| | 休 日 | 全面 | 35,640円 | 47,520円 | 47,520円 | 62,260円 | 61,710円 | 71,720円 |
| | | 2/3 面 | 33,220円 | 44,330円 | 44,330円 | 58,190円 | 57,530円 | 66,990円 |
| | | 1/3 面 | 16,610円 | 22,110円 | 22,110円 | 29,040円 | 28,710円 | 33,440円 |
| リハーサル室 | | | 2,200円 | 2,980円 | 2,980円 | 4,620円 | 4,950円 | 6,490円 |
| レンタルルーム1 | | | 1,020円 | 1,330円 | 1,330円 | 1,980円 | 2,200円 | 2,870円 |
| レンタルルーム2 | | | 1,020円 | 1,330円 | 1,330円 | 1,980円 | 2,200円 | 2,870円 |
| レンタルルーム3 | | | 1,430円 | 1,980円 | 1,980円 | 2,980円 | 3,300円 | 4,290円 |
| レンタルルーム4 | | | 1,430円 | 1,980円 | 1,980円 | 2,980円 | 3,300円 | 4,290円 |
| 大会議室 | | | 11,000円 | 14,740円 | 14,740円 | 21,780円 | 22,110円 | 26,290円 |
| 中会議室 | | | 5,940円 | 8,030円 | 8,030円 | 12,540円 | 13,640円 | 17,600円 |
| 小会議室 | | | 1,020円 | 1,330円 | 1,330円 | 1,980円 | 2,200円 | 2,870円 |
| 特別会議室 | | | 5,720円 | 7,700円 | 7,700円 | 11,990円 | 13,090円 | 16,830円 |
| 研修室1 | | | 3,960円 | 5,280円 | 5,280円 | 8,250円 | 8,910円 | 11,550円 |
| 研修室2 | | | 2,770円 | 3,630円 | 3,630円 | 5,720円 | 6,160円 | 7,920円 |

備考

- 1 テルサホールの基準額には座席の料金を含まない。
- 2 冷暖房期間中の基準額は、この表に定める基準額に3割相当額を加算した額とする。
- 3 利用時間がこの表に定める利用時間を超える場合の基準額は、その超える時間が12

時から13時までのときは午後、17時から18時までのときは夜間の基準額(前号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の金額を時間割計算により算定した額を加算した額とする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。

- 4 営利を目的として利用する場合の基準額は、この表に定める基準額(前2号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に3割相当額を加算した額とする。
- 5 5,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合の基準額は、この表に定める基準額(第2号又は第3号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に5割相当額を加算した額とする。
- 6 前4号の規定により算定した基準額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 7 附属設備又は備品(以下「附属設備等」という。)を利用する場合の基準額は規則で定める。

2 アトリウム

| 区分 | | 単位 | 基準額 |
|------|----|--------|--------|
| 占用利用 | 平日 | 1区画につき | 4,400円 |
| | 休日 | 1区画につき | 5,020円 |

備考

- 1 アトリウムの利用については、全日のみとする。
- 2 冷暖房期間中の基準額は、この表に定める基準額に1割相当額を加算した額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合の基準額は、この表に定める基準額(前号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に3割相当額を加算した額とする。
- 4 附属設備等を利用する場合の基準額は規則で定める。

3 ドームシアター

| 区分 | | | 基準額(1時間当たり) |
|------|----|--------------|-------------|
| 占用利用 | 平日 | 午前9時から午後5時まで | 11,000円 |
| | 休日 | 午前9時から午後5時まで | 13,200円 |

備考

- 1 営利を目的として利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に3割相当額を加算した額とする。

2 附属設備等を利用する場合の基準額は規則で定める。

4 地下駐車場

| 区分 | | 単位 | 基準額 |
|-------------------------|-----------------|------------------|---------|
| 一般駐車場 | 午前8時から午後10時まで | 20分を超え、1時間以内 | 200円 |
| | 午後10時から翌日午前8時まで | 1時間を超えた場合は30分ごとに | 100円 |
| | | 1時間ごとに | 100円 |
| 指定駐車場(上段利用) | | 1区画につき毎月 | 23,040円 |
| 指定駐車場(下段利用) | | 1区画につき毎月 | 18,850円 |
| 指定駐車場(上段下段同時利用) | | 上段下段1組につき毎月 | 37,710円 |
| 指定駐車場(上段が一般駐車場の場合の下段利用) | | 1区画につき毎月 | 6,280円 |

備考

- 1 指定管理者は、必要があると認めるときは、一般駐車場について回数券を発行することができる。この場合における基準額は、道路法第24条の2に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成17年松江市条例第325号)第5条の例による。
- 2 指定駐車場とは、事務室等を利用する者に利用させるために指定管理者が指定する区画をいう。
- 3 月の中途において指定駐車場の利用を開始し、又は終了した場合におけるその月の基準額は、この表に定める1月分の基準額とする。

5 事務室

| 区分 | 単位 | 基準額 |
|-----|--------------|--------|
| 事務室 | 1平方メートルにつき毎月 | 2,400円 |

備考

- 1 事務室の利用を開始した場合又は終了した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の基準額は日割計算による。
- 2 事務室の基準額には、共用部分の管理に関する費用を含まない。その費用の徴収については、市長が別に定めるところによる。